

名古屋第二赤十字病院地域医療連携
ネットワークシステム利用規約



～目次～

第1章総則

第1条 (目的)

第2条 (適用範囲)

第2章管理組織

第3条 (所管する委員会)

第4条 (構成)

第5条 (管理責任者)

第6条 (システム管理者)

第7条 (利用管理者)

第8条 (閲覧医療機関管理責任者)

第3章利用

第9条 (利用者)

第10条 (セキュリティ)

第11条 (利用権の設定)

第12条 (利用者の責務)

第13条 (カルテの閲覧範囲および閲覧期間、公開および遮断操作)

第4章運用

第14条 (個人情報保護法の遵守)

第15条 (患者の同意)

第16条 (運用時間)

第17条 (ユーザID・パスワードの失効)

第5章細則

第18条 (細則)

名古屋第二赤十字病院地域医療連携ネットワークシステム利用規約

第1章 総則

第1条 (目的)

名古屋第二赤十字病院地域医療連携ネットワークシステム利用規約（以下「本規約」という）は、名古屋第二赤十字病院を受診した患者の診療情報をリアルタイムに参照できる名古屋第二赤十字病院地域医療連携ネットワークシステム（以下「やごとクロスネット」という）並びにこれに接続される機器及び周辺装置（以下「本システム」という）の運用及び管理に関し、医師法第24条および医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの規定を考慮しながら必要な事項を定め、本システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規約は、「やごとクロスネット」に接続されたネットワーク機器及びこれらを利用した紹介連携サービス・カルテ閲覧サービス・診療検査予約サービスに適用する。

第2章 管理

第3条 (所管する委員会)

「やごとクロスネット」の安全かつ効率的な運用及び適正な管理を行うため、これらの事項はメディカルネットワーク委員会にて所管する。

第4条 (構成)

本システムの管理・保守は名古屋第二赤十字病院が行い、次の各号に掲げる責任者を置く。

- 1 「管理責任者」を置き、名古屋第二赤十字病院院長とする。
- 2 「システム管理者」を置き、管理責任者が任命した者とする。
- 3 「利用管理者」を置き、管理責任者が任命した者とする。
- 4 本システムを利用する名古屋第二赤十字病院職員以外のものが属する医療機関（以下「閲覧医療機関」という。）に本システムの管理責任者として「閲覧医療機関管理責任者」を置く。

第5条 (名古屋第二赤十字病院 管理責任者)

- 1 管理責任者は、本システムの管理・運営を統括し、本規約を名古屋第二赤十字病院の所属職員に周知するとともに、規程に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。
- 2 管理責任者は、本システムの安全かつ適正な運用管理を図るため、本システムの供用を制限または禁止することができる。
- 3 管理責任者は、本システム利用希望機関から利用申請があつて、利用条件、接続環境を満たして

いることが確認できた場合には、本システムの使用許可を与えることができる。

- 4 管理責任者は、前項の措置を行うに当たっては、メディカルネットワーク委員会に諮問するものとする。ただし、緊急を要する場合等、メディカルネットワーク委員会の意見を聴くことができない場合は、事後においてメディカルネットワーク委員会に報告するものとする。

第6条 (システム管理者)

- 1 システム管理者は、本システムの安全かつ適正な運用のために必要なシステムの管理を行なう。
- 2 システム管理者は、本システム利用希望機関から利用申請があった場合は、利用条件、接続環境の調査を行い、必要な措置を行う。またその条件等が適切と判断された場合には管理責任者による使用許可の判断のもと、本システムの利用に必要なソフトウェア等を利用者の接続機器にインストールするなど必要な措置を行う。

第7条 (利用管理者)

- 1 本システム利用者が適切にシステムを利用しているかどうかを確認し、問題が生じた場合には必要な措置を講ずる。
- 2 本システムの適切な利用のために、院内院外ともに適切な利用のための必要な事柄について周知する。

第8条 (閲覧医療機関管理責任者)

- 1 閲覧医療機関管理責任者は、そのものが属する医療機関（以下「自施設」という。）の代表とし、変更ある場合は、速やかに管理責任者に通知する。
- 2 閲覧医療機関管理責任者は、自施設において、本システムの安全かつ適正な利用を図り、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 閲覧医療機関管理責任者は、自施設において、本システムを利用する者に関して監督責任並びに責務の一切を負い、本規約および細則で禁止された行為に対する違反及び情報漏洩（接続機器の紛失又は盗難によるものを含む）を認めた場合（当該事項が疑われる場合を含む）、直ちに利用管理者に報告するとともに、必要に応じて名古屋第二赤十字病院管理責任者と協議の上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 4 閲覧医療機関管理責任者は、前項の違反及び情報漏洩に対する一切の責任を負うものとする。
- 5 閲覧医療機関管理責任者は、本システムに異常を認めた場合は、直ちに利用管理者に報告しなければならない。

第3章 利用

第9条 (利用者)

- 1 本システムを利用できる者は、次の各号に掲げる利用資格者の内、管理責任者が利用を許可した者とし、以下、「利用者」とする。
 - 一 名古屋第二赤十字病院で医療業務に従事する者

- 二 名古屋第二赤十字病院の病診連携システム登録医として登録した医師
 - 三 名古屋第二赤十字病院の病診連携システム登録医が属する医療機関の医療従事者で、当該医療機関の閲覧医療機関管理責任者が認めたもの
 - 四 その他管理責任者が必要と認めた者
- 2 前項二及び三に掲げるものが、本システムの診療情報を参照できるのは、同意を得た患者に限られる。
 - 3 管理責任者は、前項に規定する利用者以外の者に本システムを利用させてはならない。

第10条 (セキュリティ)

- 1 閲覧医療機関は、インターネットに接続する環境、およびコンピュータウイルスの侵入を防止するためのソフトウェアを自ら整備しなければならない。ウイルス定義ファイルについては、閲覧医療機関管理責任者の責任において常に最新化を行なうものとする。情報漏洩の危険性があるファイル交換ソフトウェアのインストールをはじめとする、本システムの安全な稼働を脅かす可能性がある行為をしてはならない。なお、コンピュータのOSは常に最新のアップデートを行うものとし、セキュリティ更新プログラムの提供が終了したOSの使用は認めない。
- 2 名古屋第二赤十字病院が指定するVPNクライアントソフトウェア等を用い、本システムが利用する医療機関間のネットワークをIPsec-VPNによりトンネリングするとともに、名古屋第二赤十字病院が配布するSSL証明書を接続機器にインストールすることでSSLを用いて本システムに接続しなければならない。また、本システムに接続中は、インターネット接続を不可とする。
- 3 接続機器については、システム管理者が許可した機器に限るものとする。
- 4 接続機器へのVPNクライアントソフトウェアおよびSSL証明書のインストール（必要な設定を含む）は、システム管理者が指定する者が閲覧医療機関又は名古屋第二赤十字病院において行うものとする。なお、SSL証明書の発行は、システム管理者が指定する者が行い、厳重に管理する。

第11条 (利用権の設定)

- 1 本システムの利用に際しては、システム管理者が、利用者毎にその申請に基づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザID」という）を付与し、また、そのものが属する医療機関に対し、1つの閲覧医療機関識別番号（以下「医療機関ID」という）を付与することにより利用権の管理を行う。
- 2 利用者は、ユーザIDに係る暗証番号（以下「パスワード」という）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、必要に応じて暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
- 3 パスワードの有効期限は最終更新の日から起算して90日とする。利用者は、有効期限までの間に随時パスワードを変更できるものとする。パスワードを変更しないまま有効期限を過ぎた場合には、パスワードの変更操作を行ったのちにシステムを利用できるものとする。なお、パスワード紛失時の再発行等に関しては細則に規定する。

第12条 (利用者の責務)

- 1 利用者は、本システムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう利用しなければならない。
- 2 利用者は、その業務の遂行上知り得た名古屋第二赤十字病院及び患者の機密を他に一切漏らしてはならない。また、「やごとクロスネット」の利用が終了した場合においても同様とする。
- 3 本システム上の患者情報は患者の診療のためにのみ利用し、他目的での利用や第三者に提供を行ってはならない。利用者が自ら入手した診療情報の利用、流出に係わる一切の責任は利用者及びそのものが属する医療機関が負うものとする。
- 4 利用者は、本システムの利用について、本規約及び細則（その他名古屋第二赤十字病院が規定する本システム関連規約を含む）並びにシステム管理者及び利用管理者の指示に従わなければならない。
- 5 利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの利用記録は本システム上に記録され、名古屋第二赤十字病院により閲覧されうることを予め了承するものとする。

第13条 （カルテの閲覧範囲および閲覧期間、公開および遮断操作）

- 1 閲覧医療機関は、下記に該当する場合に患者カルテを閲覧可能となる。
 - 一 閲覧医療機関からの患者紹介情報が本システムに登録されたとき
 - 二 転医先および転院先からの閲覧に関して患者の不同意がなく、当院からの紹介状が本システムに登録されたとき
 - 三 閲覧医療機関からのカルテ閲覧の要請については、診療目的の利用に限り、患者の同意が得られているとき
 - 四 転院先候補医療機関（以下、当該機関とする）からの閲覧に関して患者の不同意がなく、当該機関に宛てた当院の転院情報登録シート、または転院患者看護情報テンプレートが該当患者のカルテに登録され、入退院支援看護師が当該機関に連絡するとき
- 2 カルテ公開の操作については下記の通りとする。

第13条1の四に規定する該当患者カルテ公開の操作は、地域医療連携室の担当者、またはメディカルネットワーク委員会にて承認された入退院支援室の職員により行うものとする。
- 3 閲覧医療機関は、下記に該当する場合に患者カルテを閲覧できなくなる。
 - 一 患者が同意撤回書または不同意書を名古屋第二赤十字病院に提出したとき
 - 二 当院からの紹介状、または転院情報登録シートが登録された後、転医または転院の予定が無くなったとき
 - 三 その他、名古屋第二赤十字病院管理責任者が判断したときなお、上記3の一・二・三における該当患者カルテ公開の遮断は、地域医療連携室により行うものとし、地域医療連携室は、遮断状況について定期的に確認するものとする。
- 4 カルテ閲覧期間は、閲覧可能となってから90日間とする。ただし、閲覧医療機関からの要請があつて利用管理者が許可した場合はその時点からさらに90日間延長できるものとする。
- 5 カルテ閲覧範囲についてはメディカルネットワーク委員会にて定め、システム操作手順書に記載するものとする。

第4章 運用

第14条 (個人情報保護法の遵守)

- 1 閲覧医療機関は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン及び基準等を遵守し、個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 閲覧医療機関は、本規約に基づく業務の実施により知り得た個人情報を本規約の目的以外に利用してはならない。

第15条 (患者の同意)

閲覧医療機関は、本システムに患者情報を入力、あるいは本システムで診療情報を閲覧する場合には、患者に説明した上で同意を得なければならない。

第16条 (運用時間)

- 1 本システムは、以下の時間についてはシステムメンテナンスのために利用停止とする。
毎月第一土曜日 2:00～2:40
また上記の時間以外にもメンテナンス等の場合でシステム利用を停止する場合がある。
- 2 運用管理責任者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、機器等の運用の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。
 - 一 本システムに障害が発生した場合
 - 二 機器等の増設又は交換を行う場合
 - 三 データの滅失及び毀損からの復旧を行う場合
 - 四 データのバックアップ等本システムの管理上の理由から必要と認められる場合
 - 五 その他運用管理責任者が必要と認めた場合

第17条 (ユーザID・パスワードの失効)

禁止行為、個人情報保護法に違反する行為が認められた場合、その他管理責任者が必要と認めた場合、情報漏洩の有無にかかわらず、システム管理者は、ユーザID・パスワードを失効させることができる。

第5章 細則

第18条 (細則)

管理責任者は、本規約の運用に必要な事項について別に細則を定める。

附則

本規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則

本規約は、平成 25 年 12 月 1 日改正、施行する。

附則

本規約は、平成 26 年 6 月 1 日改正、施行する。

附則

本規約は、平成 26 年 7 月 1 日改正、施行する。

附則

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日改正、施行する。

附則

本規約は、平成 30 年 1 月 24 日改正、施行する。

附則

本規約は、平成 30 年 11 月 5 日改正、施行する。

附則

本規約は、令和元年 8 月 29 日改正、施行する。

附則

本規約は、令和 2 年 2 月 4 日改正、施行する。

附則

本規約は、令和 2 年 3 月 18 日改正、施行する。

問い合わせ・連絡先

名古屋第二赤十字病院 患者支援センター 地域医療連携室

TEL : 052-832-5367

FAX : 052-832-5389

※休日夜間帯の問い合わせに関しては翌診療日の対応とする。

○やごとクロスネット運用細則

やごとクロスネット利用規約(平成 25 年 4 月 1 日)第 17 条の規定に基づき、やごとクロスネット運用細則を次のように定める。

1. 使用申請書について

閲覧医療機関、閲覧医療機関管理責任者及び利用者は、「地域医療連携ネットワークシステム(やごとクロスネット)使用申請書」(別紙様式 1-1)、及び「地域医療連携ネットワークシステム(やごとクロスネット)利用者申請書」(別紙様式 1-2)の内容を十分理解のうえ署名することにより、名古屋第二赤十字病院地域医療連携ネットワークシステム(やごとクロスネット)の適正使用及び患者個人情報保護について誓約するものとする。

2. 登録について

閲覧医療機関の「やごとクロスネット」への参加は、名古屋第二赤十字病院患者支援センター地域医療連携室へ申し出、「使用申請書」(別紙様式 1-1)、及び「システム利用者申請書」(別紙様式 1-2)を入手し必要事項を記入のうえ、名古屋第二赤十字病院患者支援センター地域医療連携室へ提出後、管理責任者の承認を経て、システム利用者申請書に基づきシステム管理者またはシステム管理者が指定するものが設置及び動作確認に訪問することとし、医療機関 ID 及びユーザ ID・仮パスワードはその際手交するものとする。

3. パスワードの再発行

パスワードの再発行は利用者より名古屋第二赤十字病院地域連携センターへ再度「システム利用者申請書」を提出された後、管理責任者の承認を経て、再発行するものとする。システム管理者は仮パスワードを利用者に交付する際、本人への手交等、第三者への漏えい防止手段を講じなければならない。

4. 患者からの同意取得について

閲覧医療機関及び閲覧医療機関管理責任者は、本システムを利用して診療情報を閲覧する際には、患者本人にその内容を説明し、同意を得ること。患者からの同意取得については、日本医師会「診療に関する個人情報の取扱い指針」(平成 18 年 10 月)に従い、院内掲示(別紙様式 6-1、6-2)にて代用しうるものとする。同意および同意の撤回を文書で記録する場合は、かかりつけ医向けとして「やごとクロスネット同意書」(別紙様式 2-1)「やごとクロスネット同意撤回書」(別紙様式 2-2)の利用を推奨する。また、患者から同意が得られない場合は、「やごとクロスネット不同意書」(別紙様式 3-1)及び「やごとクロスネット不同意撤回書」(別紙様式 3-2)を患者に交付し、名古屋第二赤十字病院へ提出する旨説明する。名古屋第二赤十字病院から他機関の閲覧を行う場合、同意文書を求められ、定められた書式がない際には、「地域医療連携ネットワークシステム同意書」(別紙様式 4-1)、「地域医療連携ネットワークシステム同意撤回書兼不同意書」(別紙様式 4-2)を使用する。

患者が、名古屋第二赤十字病院が保有する診療情報について、地域医療連携ネットワークシステム(やごとクロスネット)を経由し、他医療機関が参照、閲覧することを希望しない申し出があった際には、「やごとクロスネット不同意書」(別紙様式 5-1)の記載、提出の後、患者の指定する医療機関に対し、名古屋第二赤十字病院は診療情報閲覧の遮断を行う。遮断後に患者の希望により、参照、閲覧が許可された際は、「やごとクロスネット不同意撤回書」(別紙様式 5-2)の記載、提出の後、患者の指定する医療機関に対し、名古屋第二赤十

字病院は診療情報閲覧の接続を行う。

5. 使用規約について

利用者は以下の事項について遵守するものとする。

- 1) 「やごとクロスネット」の利用期間は1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、名古屋第二赤十字病院及び当該閲覧医療機関いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 2) 「やごとクロスネット」内にある情報で著作権その他の知的財産権が帰属している情報については著作権法その他の法令の趣旨に従い、権利侵害や法令違反を生ずるような使用・保管その他の行為を行ってはならない。
- 3) 「やごとクロスネット」を用いて入手した情報の取扱いには細心の注意を払い、プリンタ等による出力物は厳重に保管するとともに、廃棄に際してはシュレッダ等の措置を行う。
- 4) 閲覧医療機関の代表者、管理責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」という。)であることが判明した場合、若しくは自ら又は第三者を利用して、業務妨害、詐術、暴力的又は脅迫的な言辞を行った場合、名古屋第二赤十字病院からの一方的な「やごとクロスネット」利用中止措置に対し異議申し立ては行わない。また、それにより発生した一切の損害は自らが負うものとする。

附則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

